

長野県上伊那広域水道用水企業団監査委員事務局処務規則

〔平成9年3月28日〕
〔監査規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県上伊那広域水道用水企業団監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局に庶務係を置く。

(所掌事務)

第3条 庶務係の所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 監査、検査及び審査に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) その他監査委員の庶務に関すること。

(職制及び職務)

第4条 事務局に事務局長を置き、係に係長を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、係に主任又は主事を置く。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第3項の規定による書記の職は、係長、主任及び主事とする。
- 4 事務局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 5 係長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け係員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。
- 6 主任又は主事は、上司の命を受け分任事務を処理する。

(専決事項)

第5条 事務局長が専決する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関する事項
- (2) 職員の出張に関する事項
- (3) 職員の休暇願、欠勤届等服務上の諸願に関する事項
- (4) 職員の時間外勤務に関する事項
- (5) 軽易又は定例的な通知、照会、報告及び公示等に関する事項
- (6) その他軽易な事項

(公印)

第6条 監査委員の公印の種類、管守者、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、事務処理等については、企業長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

公 印	管守者	寸法及びひな形 (寸法の単位はミリメートル、字体はてん刻)	
監 査 委 員 印	事務局長	方 20	<div data-bbox="960 315 1174 613" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 監 用 那 長 査 水 広 野 委 企 城 県 員 業 水 上 之 団 道 伊 印 </div>
代表監査委員印	事務局長	方 20	<div data-bbox="960 714 1174 1012" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 監 企 広 長 査 業 城 野 委 団 水 県 員 道 上 之 代 用 伊 印 表 水 那 </div>